

愛知教育大学とシーホース三河株式会社との相互連携に関する協定書

愛知教育大学（以下「甲」という。）とシーホース三河株式会社（以下「乙」という。）は、地域社会の活性化及び社会貢献に寄与することを目的とした相互連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、スポーツ振興の取組を通じて、相互の資源や機能等の活用を図りながら、連携協力することにより、地域社会の活性化及び社会貢献に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の規定に基づき、連携する事項は、次のとおりとする。

- (1) 甲及び乙の資源を活用した相互の発展及び地域社会の活性化
- (2) 甲及び乙の協力による地域のスポーツ振興及び人材育成
- (3) その他、甲及び乙の双方が必要と認めたこと

（連携協議）

第3条 甲及び乙は、それぞれ連携窓口を設置し、連携事項を実施するために必要な連絡調整を行う。

（経費）

第4条 第2条各号に掲げる連携事項の実施に伴う経費の負担については、甲乙の協議により定める。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙間で締結した委託契約に関する事業の経費については、別に定める。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定める事項に関する細目については、別途甲乙協議の上定める。

2 本協定に定める事項について疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙が誠意をもって協議の上定める。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和4年5月30日

(甲)

愛知教育大学長

野田 敦敬

(乙)

シーホース三河株式会社

代表取締役社長

鈴木 秀臣